

第2次柳川市都市計画マスタープラン策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月
柳川市 建設部 都市計画課

目 次

- 1 目的
- 2 業務概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務内容
 - (3) 履行期間
 - (4) 見積限度額
- 3 参加資格要件
- 4 スケジュール
- 5 参加に係る書類の提出
 - (1) 提出書類
 - (2) 提出方法
 - (3) 提出期限等
 - (4) その他
- 6 企画提案書等の提出
 - (1) 提出書類
 - (2) 作成上の留意点
 - (3) 提出方法
 - (4) 提出期限等
 - (5) その他
- 7 参加申込及び企画提案書の提出先
- 8 本プロポーザル関係書類の入手方法
- 9 質問及び回答
 - (1) 質問方法
 - (2) 受付期間
 - (3) 回答方法
 - (4) その他
- 10 審査
 - (1) 審査方法
 - (2) プレゼンテーション及び質疑応答
- 11 候補者の選定方法
- 12 審査結果の通知・公表等
 - (1) 通知方法
 - (2) 通知日
 - (3) 説明
- 13 失格事項
- 14 契約の締結
- 15 情報公開及び提供
- 16 その他

1 目的

この実施要領は、第2次柳川市都市計画マスタープラン策定業務を委託するにあたり、本市の都市構造、土地利用、交通、景観、防災その他の地域特性を踏まえ、現行都市計画マスタープランの評価・検証を行うとともに、総合計画をはじめとする上位・関連計画との整合を図り、今後の都市づくりの方向性を的確に提案できる高い技術力、創造性及び豊富な経験等を有する委託業者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第2次柳川市都市計画マスタープラン策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「第2次柳川市都市計画マスタープラン策定業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月19日（月）まで

(4) 見積限度額

24,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

ただし、各年度の支払限度額は、次のとおりとする。

令和8年度 5,000千円

令和9年度～令和10年度 19,000千円

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 本プロポーザル実施要領の公表の日から契約締結日までの期間に、柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年3月21日告示第14号）及び福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等要綱（昭和62年6月30日、62管行第40号の2総務部長依命通達）の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 福岡県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- ⑥ 本市の競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント」等、本業務の受託に必要な業種に登録されている者であること。
- ⑦ 配置予定技術者は、「第2次柳川市都市計画マスタープラン策定業務委託仕様書」に記載する要件を満たすこと。

⑧ 過去５年間（令和３年以降）に、地方公共団体が発注した都市計画マスタープランの策定又は改訂業務を元請として受託し、成果品を納品した実績を有すること。

なお、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画等を併せて行う業務については実績に含むものとするが、立地適正化計画等のみの策定業務は実績に含まない。

４ スケジュール

項目	時期
(１) 公募型プロポーザル実施要領の公表	令和８年１０月１９日（月）
(２) 参加申込（提出書類）の受付期間	令和８年１０月１９日（月）から 令和８年１１月６日（金）午後５時まで
(３) 質問書の受付期間	令和８年１０月１９日（月）から 令和８年１０月３０日（金）午後５時まで
(４) 質問書に対する回答	令和８年１１月５日（木）
(５) 企画提案書等の受付期間	令和８年１１月９日（月）から 令和８年１２月４日（金）午後５時まで
(６) 選定委員会・プレゼンテーション	令和８年１２月下旬【予定】
(７) 審査結果の通知、公表	令和９年１月上旬【予定】
(８) 業務委託契約の締結	令和９年１月下旬【予定】

５ 参加に係る書類の提出

(１) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、業務仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 公募型プロポーザル参加届（様式第２号） １部
- ② 会社概要書（様式第３号） １部
- ③ 業務実績書（様式第４号） １部
- ④ 業務実施体制調書（様式第５号） １部
- ⑤ 配置予定技術者経歴書（様式第６号） １部

(２) 提出方法

持参又は郵送等とする。ただし、郵送の場合は簡易書留で必着のこと。

(３) 提出期限等

令和８年１０月１９日（月）から令和８年１１月６日（金）までとする。

※持参の場合の受付は、平日の午前８時３０分から午後５時まで

※郵送の場合は、令和８年１１月６日（金）必着

(4) その他

- ① 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、本プロポーザル以外の目的で使用しない。
- ② 参加申込後に辞退することとなった場合は、速やかに公募型プロポーザル参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式第7号）
- ② 企画提案書（任意様式）
別紙審査基準の評価項目及び業務仕様書を踏まえ、本市の特性・地域性を十分に理解した上で、提案内容を分かりやすく具体的に記載すること。
- ③ 業務工程表（任意様式）
作業項目ごとに具体的にスケジュールが分かるように記載すること。
- ④ 見積書及び見積内訳書（任意様式）
具体的な積算内訳を記載し、金額には消費税及び地方消費税を明示すること。

(2) 作成上の留意点

- ① 企画提案書はA4判・用紙縦置き・両面印刷・左綴じを基本とすること。ただし、図表等の表現上必要な場合は、A3判をA4判に折り込んで使用することができる。
- ② 文字のフォントサイズは11ポイント程度以上とし、ページ番号を付すこと。印刷の色はカラー、白黒を問わない。
- ③ 提出部数は正本1部、副本8部とし、併せて提出書類をPDF形式に変換した電子データをCD-ROM等で提出すること。
- ④ 副本には、会社名、ロゴ、所在地その他提案者を特定できる表現を使用しないこと。
- ⑤ 専門用語や難解な表現を使用する場合は、必要に応じ注釈を付すこと。
- ⑥ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、追加及び削除は、原則として認めない。

(3) 提出方法

持参又は郵送等とする。ただし、郵送の場合は簡易書留で必着のこと。

(4) 提出期限等

令和8年11月9日（月）から令和8年12月4日（金）までとする。

※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、令和8年12月4日（金）必着

(5) その他

本提案に係る書類作成、提出、プレゼンテーションその他必要な経費は、すべて企画提案者の負担とする。

7 参加申込及び企画提案書の提出先

柳川市 建設部 都市計画課

住所：〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1 柳川庁舎2階

電話：0944-77-8552（都市計画課直通）

8 本プロポーザル関係書類の入手方法

本プロポーザル関係書類については、本市ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口での配布及び郵送等による交付は行わない。

9 質問及び回答

（1）質問方法

質問がある場合は、質問書（様式第1号）を電子メールに添付し、下記の送信先へ提出すること。送信後は、平日午前9時から午後4時00分の間に、電話によりメール着信の確認を行うこと。

【送信先】 toshikeikaku@city.yanagawa.lg.jp

【電話】0944-77-8552（都市計画課直通）

（2）受付期間

令和8年10月19日（月）から令和8年10月30日（金）午後5時までとする。

（3）回答方法

質問に対する回答は、一括して取りまとめ、令和8年11月5日（木）に本市ホームページに掲載する。質問した事業者名は公表しない。

（4）その他

- ① 質問及び質問に対する回答は、本実施要領等の追補とみなす。
- ② 質問書（様式第1号）以外の方法による質問に対しては回答しない。
- ③ 質問の内容によっては回答できない場合がある。

10 審査

（1）審査方法

参加申込者が提出した参加申込に係る書類及び企画提案書について、第2次柳川市都市計画マスタープラン策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別紙審査基準に基づき評価を行う。また、企画提案書等の内容をより詳しく理解し、公平な審査を行うため、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

（2）プレゼンテーション及び質疑応答

- ① 日時、会場等の詳細は、企画提案者に別途通知する。
- ② 持ち時間は各提案者25分（説明15分、質疑応答10分）程度とする。
- ③ 説明内容は企画提案書に沿ったものとし、原則として企画提案書等の差し替え及び追加資料の提出は認めない。
- ④ パワーポイント等のプレゼンテーションソフト、パネルを用いた説明を可とし、使用するスクリーン、プロジェクターは本市で準備する。

- ⑤ 出席者は、業務実施体制調書（様式第5号）、配置予定技術者経歴書（様式第6号）に記載した技術者とする。なお、参加人数は3人以内とする。
- ⑥ プレゼンテーションでは、提案者名を公表しないものとし、説明資料への提案者名の記載及び口頭での発言はできない。
- ⑦ 参加者が1者のみであっても、審査を実施する。

1.1 候補者の選定方法

- ① 選定委員会の評価結果から、評価点の合計が配点の合計の6割以上であることを条件として、評価点が高い提案をした者を契約候補者とし、当該事業者と契約に向けた協議を行う。また、次点の者を第2候補者に、その次の者を第3候補者とする。なお、評価点が6割に満たない者は、参加者数に関わらず、契約候補者とししない。
- ② 最高の評価点が複数となった場合は、別紙審査基準の審査項目の『企画提案内容』の合計点が高い者を契約候補者とする。また、前述の合計点が同点の場合は、『業務実施能力』の合計点が高い者を契約候補者とする。それでも同点の場合は、見積金額の安価な者を契約候補者とする。

1.2 審査結果の通知・公表等

(1) 通知方法

参加申込者に文書にて通知するとともに、本市ホームページに掲載する。ただし、選定されなかった参加申込者名等は公表しない。

(2) 通知日

令和9年1月上旬【予定】

(3) 説明

上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して7日（土日祝を除く）以内に、書面により、選定委員会に対して審査結果等に対する説明を請求することができる。また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して10日（土日祝を除く）以内に、書面により回答する。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーション等を正当な理由なく欠席した場合
- (6) 見積金額が「2（4）見積限度額」を超過した場合

1.4 契約の締結

- (1) 仕様書の内容は、企画提案内容がすべて反映されるものではなく、契約候補者との協議により最終的に決定する。選定した契約候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させた上で見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に準じて随意契約を行う。

(2) 契約候補者との協議が整わなかった場合は、次順位の候補者から契約の交渉を行うものとする。

1 5 情報公開及び提供

本市は、提出された企画提案書等について、柳川市情報公開条例（平成22年3月31日条例第6号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。また、契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報については、決定後の開示とする。

1 6 その他

(1) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。ただし、契約に至った者が作成した企画提案書について、本市が必要と認める場合は、あらかじめ通知の上、その一部又は全部を無償で使用（複製、転載又は転写をいう。）することができるものとする。

(2) 異議申立

本プロポーザルの実施後、異議を申し立てることはできない。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 委託契約が成立するまでの間に参加者が失格事項に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。

(5) 本市が提供する資料は、本プロポーザルの目的外で使用してはならない。

(6) 契約締結後、受託者名を公表する。